

イ 天草景観形成地域の景観形成に関する基本計画

1 景観形成のための基本的かつ総合的な方針に関する事項

(1) 天草景観形成地域の県土における景観の位置づけ

ア 青い海と緑に包まれた、変化に富んだ海岸景観を有している。

当地域は、青く美しい海に囲まれ、松島に代表されるような多島海景観や大矢野のリアス式の入り組んだ入江景観等のように、緑豊かで変化に富んだ海岸景観を有している。

イ 豊かな自然と歴史に育まれた地域景観を有している。

人々の生活は、豊かな海に向かって開けており、情緒豊かな農漁村や漁港景観が散在しており、また、中世から綿々と続くキリシタンの歴史の流れは、数々の史跡等として残り、天草を訪れる人々にとって印象深いものとなっている。

ウ 自然景観や地域景観を生かしたリゾート景観の形成を図る必要がある。

当地域は、豊かな海と海岸線等を生かしたリゾート開発の可能性が高まっており、自然や地域景観を生かした、豊かで活力のある海洋リゾート地らしい景観の形成が求められている。

(2) 景観形成に当たっての基本方向

自然や地域特性と調和した、豊かで活力のある海洋リゾート地らしい景観の形成を図るため、次のことを景観形成に当たっての基本的な考え方とする。

ア 豊かな海や海岸線を生かした景観形成

豊かな海と海岸線は、当地域の大きな特徴であり、これらに十分配慮し、調和のとれた景観の形成を図る。

イ 緑と地形を生かした景観の形成

豊かな海の青と島々や丘陵等に広がる緑の織りなす色模様は、当地域の大きな魅力であり、これらの緑や地形を大事にした景観の形成を図る。

ウ 農漁村景観や歴史性を生かした景観の形成

豊かな海に開かれた天草の農漁村景観は、独特の風情を持ち、天草らしさの大きな要素となっており、キリシタンの歴史的な資産とともに、これらを生かした景観形成を図る。

エ 道路や会場からの眺望に配慮した景観の形成

海岸線に沿って走る主要幹線道路、フェリーや各種船舶等の海上からの眺望は、当地域の景観を印象付けるものであり、これらの眺望に配慮した景観の形成を図る。

(3) 景観形成を図る上での基本方針

当地域内の景観特性及び将来の景観変化の可能性を勘案し、別図3のとおり、上天草市大矢野町の全部、上天草市松島町の一部にまたがる地域を「大矢野島周辺景観形成ゾーン」、国道266号線及び国道324号線の沿線を「沿道景観形成ゾーン」とし、それぞれ2ゾーンに分けて、次のような基本方針の下に計画的に景観形成を図っていくこととする。

なお「沿道景観形成ゾーン」については、その路線の施設の集積や今後の立地可能性等から2つの地区に区分して計画することとする。

ゾーニング	地区区分	景観形成の基本方針
大矢野島周辺景観形成ゾーン		このゾーンは、大矢野島を中心として天草上島の一部からなる、多くの島や入江等の変化に富んだ海岸線を有する地域であり、これらの海岸線を生かした海水浴場や各種観光レクリエーション施設が立地しており、今後更に集積が高まっていくゾーンである。 このため、次のような点に特に配慮して、景観形成を図るものとする。 ・ 集落における住宅については、基調となる建築様式や材料に配慮したものとし、統一感のある集落景観づくりに努める。 ・ ホテル、ペンション等の観光施設等については、周囲の自然や地域景観との調和を図るとともに、十分なゆとりの空間を確保し、海岸線や緑地の保全・創造を図り、自然が豊かでゆとりのある施設景観づくりに努めるものとする。 ・ 別荘分譲等に伴う開発に当たっては、できる限りゆとりの空間を確保するとともに、海岸線や緑地の保全・創造に努め、のり面や擁壁については緑化を図り、自然と調和した景観づくりに努めるものとする。 ・ 海岸構造物については、主要道路や海上からの眺望に配慮し、自然石等の活用や位置・形態を考慮し、周囲となじむような景観形成に努める。

ゾーニング	地区 区分	景観形成の基本方針
沿 道 景 観 形 成 ゾ ー ン	A-1	この地区は、天草地域の主要動線である国道 266 号、国道 324 号等の沿線のうち、集落、田園、自然景観地域を貫く沿道地域であり、極めて重要な視点場として天草を印象付ける地区である。 このため、次のような点に特に配慮して、景観形成を図るものとする。 ・ 集落地については、伝統的な建築様式、材料等に十分配慮して、地域の統一感を大事にした景観形成に努めるものとする。 ・ 沿道サービス施設等については、周囲の集落の基調に配慮した意匠・形態とするとともに、看板等も建築と一体感のあるものとし、地域になじんだ景観形成に努めるものとする。 ・ 広告・看板等については、海への眺望に配慮し、できる限り山側に設置するとともに、意匠・形態についても十分配慮し、周囲の景観に十分ななじんだものとなるよう努めるものとする。 ・ 海岸構造物については、主要道路や海上からの眺望に配慮し、自然石等の活用や位置・形態を考慮し、周囲となじむような景観形成に努める。 ・ 道路沿いについては、草花や花木による緑化に努め、潤いのある沿道景観の形成に努めるものとする。
	A-2	この地区は、天草地域の主要動線である国道 266 号、国道 324 号等の沿線のうち、地域・沿道の商業サービス施設の集積の高い地域であり、地域住民や観光客にとっても顔となる重要な地区である。 このため、次のような点に特に配慮して、景観形成を図るものとする。 ・ 建築物は、可能な限り道路から後退した位置とし、ゆとりの空間を確保して緑化に努め、ゆとりと潤いに満ちた景観形成に努めるものとする。 ・ 建築物の意匠、形態はできる限り落ち着いたものとするとともに、看板等も一体的な意匠・形態とし、落ち着いた市街地、沿道景観形成に努めるものとする。

2 景観形成のための基準の策定指針並びに指導、助言及び勧告に関する事項

天草景観形成地域における景観形成のための基準及び指導等については、次の観点にたって定め、適用するものとする。

行為	施設	基準の策定指針及び指導等の観点
建築物等の 新築、増築、 移転、若しくは 撤去又は 外観の変更	共通	・建築物等の位置については、道路や隣接地からできるだけ後退し、建ぺい率を抑え、ゆとりの空間を確保するとともに、海への眺望や海上からの眺望を意識した施設配置、高さ、規模となるように配慮する。 ・意匠、形態、色彩等については、地域の基調となる景観を十分意識したものとする。 ・敷地内については、できる限り質の高い緑化を図るとともに、良好な既存樹木については、修景にいかすように配慮する。
	一般住宅	・一般住宅は、意匠、形態及び素材、色彩等について周辺集落の基調となる建築様式と合わせ、統一感のある集落景観となるように努める。
	観光・宿泊施設	・建築物等は、道路境界からできるだけ後退し、緑地を確保する等、ゆとりのある施設景観づくりに配慮する。 ・建築物等の意匠、形態等は、周囲の自然や地域の背景との調和に特に配慮する。
	ペンション、別荘等の建築	・建築物は、建ぺい率をできるだけ抑えて、緑地等のゆとりの空間の確保に努める。 ・建築物の意匠、形態及び素材、色彩等は統一性に十分配慮する。
	商業・サービス施設	・市街地における商業、サービス施設は、道路からできるだけ後退し、緑地を確保する等、ゆとりのある施設景観となるように努める。また、その意匠、形態等は、落ち着いたものとなるように努める。 ・集落周辺の商業、サービス施設は、道路からできるだけ後退し、緑地等のゆとりの空間の確保に努める。また、その意匠、形態、材料等は、周辺集落の建築様式に配慮したものとし、統一感のある沿道景観形成に努める。 ・付帯施設や広告物については、建築物と一体とした意匠、形態等とする。
	独立工作物	・意匠、形態及び材料、色彩等は特に周囲の自然や地域の背景との調和に特に配慮する。 ・材料については、できる限り自然素材の活用に努める。

行為	施 設	基準の策定指針及び指導等の観点
木竹の伐採		・ 木竹は、当地域の景観を構成する重要な要素の一つであることから、保全及び育成を図る。
屋外における物品の集積又は貯蔵		・ 屋外における物品の集積又は貯蔵は、目立たないような位置、形態とするとともに、緑化等により遮へい、修景等の措置を講じる。
鉱物の掘採、土石等の採取		・ 掘採等の方法は、できるだけ主要な視点場から眺望に配慮したものとするとともに、遮へい、修景に努め、完了後は緑化・復元に努めるものとする。
土地の区画形質の変更		・ 既存の地形形状を生かした造成を行い、のり面、擁壁になるべく発生しないように努める。やむを得ず発生するのり面、擁壁はできるだけ緑化に努める。 ・ 海岸部においては、極力自然の海岸を生かすように努め、護岸等はできるだけ自然素材の活用努める。 ・ 既存の優良な樹木や樹林については修景にいかすとともに、郷土樹種による緑化に努める。とりわけ道路や隣接地との境界については、緑の保全、創造に努める。 ・ 宅地開発等は、ゆとりと安らぎのある施設立地を図るため、区画割りはできるだけ大きくなるよう配慮する。
屋外における自動販売機の設置		・ 自動販売機の設置の位置は、道路からできるだけ後退した位置とするとともに、海岸沿いについてはできるだけ海側を避け、海への眺望に配慮する。 ・ 覆いやテント等により、周辺の景観となじむものとするとともに、周囲の緑化に努める。
広告物の設置又は外観の変更		・ 広告物の設置の位置は、道路からできるだけ後退した位置とするとともに、意匠、形態、規模、色彩等については、地域の基調となる景観を十分意識したものとする。

ウ 天草景観形成地域内の景観形成基準

天草景観形成地域内の景観形成基準は、次の「天草景観形成地域における景観形成のための基準」のとおりとする。

天草景観形成地域における景観形成のための基準―1

大矢野島周辺景観形成ゾーン		沿道景観形成ゾーン	
		A-1	A-2
位置	道路からの位置	(1) 敷地の許す範囲で、道路からできるだけ後退した位置とし、沿道にゆとりの空間を確保するものとする。 ・観光、宿泊施設は、道路境界から5m以上後退するように努めるものとする。	
	隣接地からの位置	(1) 隣接する敷地境界からできるだけ離れた位置とし、隣接相互において空間を確保するとともに、特に沿岸部においては、海への眺望を確保するように努めるものとする。	
位置	配置	(1) 敷地内における建築物及び工作物の規模及び位置等を勘案し、十分にゆとりと釣合いのとれた配置とする。 (2) 周囲の基調となる景観と調和のとれた配置する。 ・観光、宿泊施設は、特に自然や地域の背景との調和に配慮したものとするとともに、ゆとりのある施設配置になるように努めるものとする。	
	意匠・形態	(1) 周辺の基調となる景観と調和を図り、景観のまとまりを保つとともに、遠景との調和に配慮するように努めるものとする。特に、一般住宅は、周辺集落の建築様式と合わせ、統一感のある集落景観形成に努めるものとする。 ・観光、宿泊施設は、自然や地域背景と十分調和したものとなるように努めるものとする。	
外観	規模	(1) 基調となる景観との調和が図られるよう、建ぺい率をできるだけ低く抑え、敷地内の空間確保を図るものとする。 ・観光、宿泊施設の建ぺい率は、40%を超えないものとする。	
	材料	(1) 材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等の起こりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。特に、一般住宅は、できるだけ周辺集落の建物で使われる素材とし、沿道景観の統一感の形成に配慮するように努めるものとする。	
建物等	色彩	(1) 外壁及び屋根の色彩は、周辺の集落、町並み等の建築物や周辺と調和した落ち着いたものを用いるものとする。また、同一敷地内における建築物は、色調を統一するとともに、多色の使用は避けるものとする。 ・観光、宿泊施設の屋根、外壁の色彩は、自然や地域の背景との調和に配慮するものとする。 ・一団の別荘については、色彩の統一性に配慮するものとする。	
	広告物に関する事項	(1) 屋上には、広告物を設けないよう努めるものとする。 (2) 壁面に設ける広告物等は、規模、意匠、形態、色彩などが建築物本体と調和するよう努めるものとする。 (3) のぼり、はり紙、広告網等の簡易広告物はできるだけ行わないよう努めるものとする。	
敷地の緑化	敷地の緑化	(1) 敷地内の木竹は、できる限り保全に努めるとともに、敷地の周囲には周辺の景観との調和を図るため、緑化を施すように努めるものとする。 ・観光、宿泊施設にあっては、次の点に配慮し、緑化するように努めるものとする。 ※建築物と調和し、周辺の景観との一体性ができるように緑化するものとする。 ※敷地が道路や隣接地と接する部分には、樹木、草花等により修景、緑化を行うものとする。 ※敷地内の擁壁やのり面等の構造物は、低木、ツタ等により修景、緑化を行うものとする。 ※大規模な駐車場は、樹木などによる緑化を行うものとする。	
		(2) 樹種の選定に当たっては、自然植生を考慮するものとする。 ・一般住宅及び商業施設の敷地と道沿との接する部分には、樹木、草花などによる修景・緑化に努めるものとする。	

* 建築物等（遊戯施設、プラント施設、立体的収納施設、汚物・ゴミ処理施設、石油・ガス・液化石油ガス貯蔵如理施設を含む。）

天草景観形成地域における景観形成のための基準－2

		大矢野島周辺景観形成ゾーン		沿道景観形成ゾーン	
				A-1	A-2
独立工作物	<さく、堀、擁壁>		(1) 高さではできるだけ低くし、規模、意匠、形態、色彩などは、周辺の景観との調和に配慮するように努めるものとする。		(3) 材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等の起こりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。
			(2) 道路側に設けるさく、堀、擁壁は、できるだけ道路から後退させ、修景、緑化に努めるものとする。		
			(3) 材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等の起こりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。		
			・特に、集落内にあっては、自然素材を主とし、色彩は周辺集落の景観基調に配慮するように努めるものとする。		
	<記念塔、電波塔、物見塔> <煙突>、<高架水槽> <鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱>		(4) 海岸部に設ける擁壁はできるだけ自然素材を活用し、海岸線との調和に配慮する。	—	—
			(1) 位置は、道路からできるだけ後退させるものとし、海岸線には設置しないように努めるものとする。		
			(2) 規模、意匠、形態、色彩等は、周辺の景観との調和に配慮するものとする。		
			(3) 敷地の周辺の緑化に努めるものとする。		
	独 立 工 作 物		(1) 電線路の位置は、周辺の景観に配慮したものとす。		
			(2) 電線敷はできる限りまとめて、少なくするように努めるものとする。		
			(3) 電柱広告は、できるだけ行わないように努めるとともに、色彩は、周辺の景観との調和に配慮するように努めるものとする。		
			(4) 電線の道路横断は、できるだけ少なくするように努めるとともに、直角横断になるように努めるものとする。		
			(5) 景観上重要な場所に設けるものについては、規模、意匠、形態、色彩等、周辺の景観との調和に配慮するものとする。		
			(1) 周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所においては、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。特に設置面から高さ2 m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。		
			(2) 海岸線には設置しないように努めるものとする。		
			(3) 高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避けること。		
	<太陽光発電施設>		(4) 太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とすること。		
			(5) 太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用すること。		
			(6) 太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とすること。		
			(7) 敷地の周囲、さく・堀・擁壁の前面の緑化に努めること。		
	木竹の伐採及び事後の緑化に関する事項		(1) 木竹の伐採は、その目的に応じ、必要最小限となるように努めるものとする。		
			(2) 木竹の伐採は、できるだけ伐採地域の周辺の樹木を残すように努めるものとする。		
			(3) 樹姿が壊れ修景に生かせる樹木は、できるだけ残すように努めるものとする。		
			(4) 伐採を行った場合は、事後の土地利用に応じ、周辺の植生を調査して緑化に努めるものとする。		
屋外における物品の集積又は貯蔵の方法及び速へいに関する事項			(1) 物品の集積又は貯蔵の位置、形態は、できるだけ目立たないように努めるものとする。		
			(2) 敷地の周辺には、常緑の高木、中木による緑化等、速へいのための措置を施すように努めるものとする。		
			(1) 掘採は、周辺からできるだけ見えないような方法をとる、周辺の景観との調和に配慮するものとする。		
鉱物の掘採及び土石等の採取の際の速へい及び事後の緑化に関する事項			(2) 掘採中は、敷地の周囲を高木等により速へい、修景に努めるものとする。		
			(3) 掘採終了後は、敷地の緑化復元に努めるものとする。		

天草景観形成地域における景観形成のための基準—3

	大矢野島周辺景観形成ゾーン	沿道景観形成ゾーン	
		A-1	A-2
土地の区画形質の変更後の土地の形状及び緑化に関する事項	(1) 土地の区画形質の変更は、既存の土地形状を生かしたものとし、周辺の景観となじむように配慮するものとする。		
	(2) 既存の地形形状を生かした造成を行い、のり面、擁壁の発生をできるだけ抑えるように努めるものとする。また、発生したのり面に対しては、緑化を図るとともに、やむを得ず擁壁を設ける場合は、前面に植栽を施すことにより周辺の景観となじむように配慮するものとする。		
	(3) 海岸沿いの土地の区画形質の変更は、極力自然の海岸線を生かすように努めるとともに、護岸等の海岸構造物の材料は、自然素材を主とし、周辺の景観と調和するように配慮するものとする。		
	(4) 土地の区画形質の変更が連担して見えないように、敷地周辺に緩衝緑地帯を極力確保するように努めるものとする。		
	・宅地開発等に当たっては、道路側 5m以上の緑地を設けるように努めるものとする。	—	—
	(5) 敷地は自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により緑化を図るものとする。		
	(6) 区画形質変更の対象区域の 25%以上を緑地として確保するように努めるものとする。 ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りではない。	—	—
屋外における自動販売装置の設置方法に関する事項	(7) 宅地開発等を目的とした区画形質の変更は平均区画割り面積をできるだけ大きくするように努めるものとする。	—	—
	(1) 自動販売装置の位置は、道路からできる限り後退させるとともに、建物と一体に管理できる状態になるように努めるものとする。		
	(2) 海岸沿いにおいては、海側の通路には設置せず、海への眺望に配慮するものとする。	—	—
	(1) 位置は、道路からできる限り後退させるように努めるものとする。		
広告物に関する事項	(2) 海岸沿いにおいては、海側の通路には設置せず、海への眺望に配慮するものとする。		
	(3) 設置数を極力抑えるとともに、規模、意匠、形態は、周辺の景観に調和するように努めるものとする。		
	(4) 材料は、耐久性、耐候性に優れ、たい色・はく離など起こりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。		
	(5) 色彩は、周辺の景観との調和に配慮するものとする。		
	・周辺の自然景観、集落の基調となじむように努めるものとする。		・周辺の景観との調和が図れるものとし、多色の使用を避けるように努めるものとする。